

危険物新聞

第 309 号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会

発行人 川 井 清 治 郎

大阪市西区新町1丁目5-7

四つ橋ビル8階

TEL (531) 9717・5910

定 価 1 部 50 円

54年度保安講習

受付10月1日から

大阪府 昭和54年度 危険物取扱者 保安講習は、いよいよ10月18日から11月16日まで、府下18会場で実施されることになった。

受付は別掲のとおり10月1日から9日まで8会場で行われる。

なお、大阪府では今回実施されると、54年度中(55年3月末まで)には開催の予定がないので、受講期限をよく確認の上、受講者の選定をされたい。

保安講習の制度

消防法第13条の5に定められたもので、およそ次のような制度である。

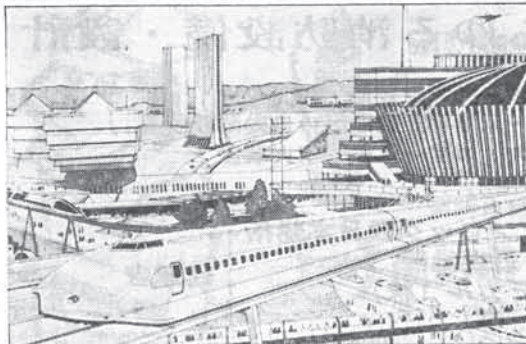
- ① 製造所等で危険物取扱作業に従事する危険物取扱者は定められた期間内に受講しなければならない。
- ② 定められた期間とは、免状の交付を受けた日から5年以内、または保安講習を受講した日から5年以内。
- ③ 免状取得者が①に該当しない理由で保安講習を受講していなかったが、後日危険物取扱作業に従事するようになった場合は、取扱作業をはじめた日から1年以内に受

講しなければならない。ただし取扱作業をはじめた日から以前4年以内に免状の交付を受けた者は、交付日から5年以内。

- ④ 危険物保安監督者に選任されている者は、前記取扱作業に従事する者とみなす。
- ⑤ 前記受講義務者が受講期限内に受講しないときは、消防法第13条の5に違反することになり、法第13条の2の5項により、免状返納を命ぜられることがある。



防災設備機器で 未来をひらく 技術のハツタ



株式会社 初田製作所
 本社工場 / 大阪府枚方市招提田近三丁目五番地
 電話 〇五七三 電話 〇七〇一五 六二八
 大阪支社 / 電話 〇六四七三 四八七 一四
 堺出張所 / 電話 〇七二二一 三四四四

昭和54年度危険物保安講習要領

1. 受講対象者

- (1) 消防法第13条の5の規定に基づいて保安講習を受講しなければならない危険物取扱作業に従事する危険物取扱者のうち製造所、貯蔵所、又は取扱所において危険物の取扱に従事している者
- (2) 上記(1)に該当する者で大阪府内に勤務先を有する者又は居住する者
- (3) 希望会場を選定して申し込むこと。ただし、申込先着順に受付し、定員を超えた場合は他会場に受講を指定することがあります。

2. 講習科目及び時間

危険物関係法令に関する事項	2時間
危険物の火災予防に関する事項	2時間

3. 受講申請の受付期間及び場所

月	日	時 間	場 所
10月1日	(月)	13:00 ~ 16:00	柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部
10月2日	(火)	9:30 ~ 11:30	岸和田市消防本部
		13:00 ~ 16:30	堺市高石市消防組合消防本部
10月3日	(水)	9:30 ~ 11:30	豊中市消防本部
		13:00 ~ 16:30	茨木市消防本部
10月4日	(木)	9:30 ~ 11:30	東大阪市西消防署
		13:00 ~ 16:30	守口市門真市消防組合消防本部
10月8日	(月)	9:30 ~ 16:30	財団法人大阪府危険物安全協会 (地下鉄四ツ橋駅下車四ツ橋ビル8階)
10月9日	(火)	9:30 ~ 16:30	

4. 申請書提出時に必要なもの

- (1) 受講申請書……太線内は全て記入し、申請者の印を必ず押すこと。
 - (2) 手数料……大阪府証紙1,600円分を申請書にのりづけすること。
証紙は、受付会場でも発売されます。
- (注) テキスト「保安実務指針」は1部700円です。受講申込のときに購入して下さい。

5. 申請書用紙等の交付

申請書の用紙は、大阪府庁1階消防防災課予防係、府下各消防署、町村役場及び財団法人大阪府危険物安全協会で作付します。

6. その他の注意

- ・受講日には受講票及び危険物取扱者免状を必ず持参すること。
- ・申請受付後は、いかなる理由があっても申請書、手数料、その他の提出書類は一切返しません。
- ・講習会場付近は駐車場がありませんので、車は御遠慮下さい。

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置 } YMオートアンロック
泡・ガス・エアームホム消火装置

YM式オートアンロック西日本総括
齊田式救助袋 近畿地区
日本ドライケミカル(株)
ヤマト消火器(株) } 代理店

株式会社
三和商会
TEL 06 (443) 2456

大阪府保安講習・日時、場所

	日 時	場 所	人 員	備 考
1	10月18日(木)	茨木商工会館(茨木商工会議所)	300人	
2	10月19日(金)	高槻市民会館	350	
3	10月22日(月)	堺市民会館	300	給油・販売・一般
4	10月23日(火)	高石市民会館	500	
5	10月24日(水)	羽曳野市民会館	300	
6	10月25日(木)	松下工学院(松下電器教育訓練センター)	350	
7	10月26日(金)	八尾市民ホール	300	
8	10月31日(水)	堺市民会館	300	
9	11月2日(金)	東大阪市立労働会館	350	
10	11月5日(月)	大阪科学技術センター	400	給油・販売・一般
11	11月6日(火)	同 上	400	同 上
12	11月7日(水)	大阪府中小企業文化会館	500	
13	11月8日(木)	貝塚市公会堂	300	
14	11月9日(金)	大阪府中小企業文化会館	500	
15	11月12日(月)	同 上	500	
16	11月13日(火)	豊中市民会館	350	
17	11月14日(水)	大阪府中小企業文化会館	500	
18	11月16日(金)	同 上	500	

注 (1) 講習時間は午後1時～5時とする。

(2) 原則として業種指定をしますから、その会場を申込みこと。ただし、やむを得ないときはその限りでない。指定のない会場は何れの業種も問わない。



消防用設備

SAFETY AND FIRE ENGINEERING
NFPA®
米消防協会会員

防災・設備・設計
施工・保守・点検
屋内外消火栓設備
スプリンクラー設備
ドレンチャー設備
泡消火設備
ガス消火設備
粉末消火設備

消火器具一式
避難設備
自動火災報知設備
非常放送設備
漏電警報器
防災設備全般
安全衛生保護具機器
公害防止機器

株式会社 マルナカ

本 社 〒530 大阪市北区中崎西4-2-27
TEL (06)371-7775(代)・372-3277(代)
東京支店 〒112 東京都文京区千石4丁目24番 4号
TEL (03)944-0161(代)
神戸支店 〒653 神戸市長田区東尻池町3の4の19
TEL (078)681-5771

乙種第4類危険物取扱者試験 受験対策資料

〈各論・法令〉

(2) 危険物各論

問題11 危険物についての記述で次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 第2類及び第5類はいずれも有機化合物で可燃性である。
- (2) 第3類及び第6類はいずれも水と作用すると発熱する。
- (3) 第1類及び第6類はいずれも酸素を含む強酸化剤である。
- (4) 第2類及び第3類はいずれも固体である。
- (5) 第3類及び第4類の消火に当っては、注水消火は適当でない。

問題12 第4類の共通特性で正しいものはどれか。

- (1) 一般に着火温度は常温(20℃)以下である。
- (2) 比重は水より小さい。
- (3) 蒸気密度は空気より小さい。
- (4) 一般に引火点の低いものほど危険性が大きい。
- (5) すべて炭素と水素との化合物である。

問題13 第4類危険物に対する消火剤の適応性について次のうち誤っているものはどれか。

- (1) ケロシン……………二酸化炭素
- (2) アセトン……………水溶性液体用泡
- (3) ベンゾール……………ケミカルフォーム
- (4) 氷さく酸……………酸アルカリ
- (5) ピリジン……………ハロゲン化物

問題14 「比重0.79、引火点12℃、着火温度368℃、爆発限界3.3%~19%で、水とは任意の割合で混和

する」

この物質は次のうちどれか。

- (1) ソルベントナフサ
- (2) アセトアルデヒド
- (3) 酸化プロピレン
- (4) エチルアルコール
- (5) テレピン油

問題15 軽油、エーテル、メタノールの着火温度の高低について、正しいものはどれか。

(着火温度)



- (1) 軽油—メタノール—エーテル
- (2) 軽油—エーテル—メタノール
- (3) メタノール—エーテル—軽油
- (4) エーテル—メタノール—軽油
- (5) エーテル—軽油—メタノール

問題16 引火点の高低の順序で正しいものはどれか。

引火点



- (1) ベンゾール—テレピン油—ナタネ油
- (2) エーテル—氷さく酸—トルオール
- (3) 灯油—アセトン—クレオソート油
- (4) アセトアルデヒド—軽油—酸化プロピレン
- (5) 氷さく酸—トルオール—エーテル

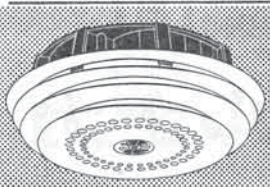
問題17 二硫化炭素について、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 引火点は-30℃である。
- (2) 爆発限界は1.25%~7.4%である。
- (3) 比重は1.26である。
- (4) 着火温度は約90℃である。
- (5) 発生蒸気は有毒である。

問題18 植物油について次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 成分は主として高級脂肪酸のグリセリンエステルである。

煙をキャッチ! 即。警報!!



ヤマト家庭用煙感知器 YSP-1

- ★光電式の採用で煙感知精度は抜群です。
- ★グッスリ眠っていても強烈な警報音が知らせます。
- ★1C(集積回路)の採用で高い信頼性を確保しています。
- ★アルカリ乾電池(9V)1個で約1年半以上作動します。
- ★電池交換のときがきたらビッピッと間欠の信号音で1週間連続して知らせます。
- ★放射線物質は使用していませんので安心です。

業界のトップメーカー

ヤマト消火器

最高の品質をお届けします



けなげむ

●防災のシステムメーカー ヤマト消火器株式会社

大阪市東成区深江北1-7-11 〒537 TEL.06(976)0701代

■特許・実用新案・意匠出願中 / 鑑定申請中

- (2) 一般に引火点は約130°Cである。
- (3) ヨウ素価130以上のものを乾性油といい、あまに油、きり油等がある。
- (4) 乾性油は一般に自然発火しやすい。
- (5) 水に不溶で、石油ベンジンに溶けやすい。

問題19 ガソリンについて、次の文章の□で誤っているものはどれか。

ガソリンは主として原油を分留して、およそ イ、30°C~200°C の留分をとったもので ロ、無色透明、の液体である。比重は約 ハ、1.2、水にはほとんど ニ、溶けず、爆発限界の ホ、下限 は1.4%と小さく、少量の蒸気が空気中に混っても危険である。

- (1) イ (2) ロ (3) ハ (4) ニ
- (5) ホ

問題20 次のうち誤っているものはどれか。

- (1) ピリジンは引火点が120°Cで第3石油類としてとりあつかう。
- (2) キシロールには3つの異性体がある。
- (3) メチルエチルケトンに水によく溶ける。
- (4) トルオールは別名トルエンといい、第1石油類としてとりあつかう。
- (5) さく酸アミルは、さく酸とアミルアルコールが化合したもので、芳香性が強い。

(3) 危険物関係法令

問題21 次の記述について正しいものはどれか。

- (1) 危険物の規制は、貯蔵する場合に限り、施設の技術基準及び貯蔵方法が定められている。
- (2) 甲種危険物の取扱いは甲種取扱者でないとできない。
- (3) 指定数量とは、危険物の類別ごとに定められた数量をいう。
- (4) 危険物は引火性、発火性の高い順位に第1類から第6類まで分類されている。
- (5) 第2石油類は甲種危険物で屋外貯蔵所に貯蔵することができる。

問題22 危険物取扱者の保安講習について次のうち正しいものはどれか。

- (1) すべての危険物取扱者が5年に1回受講しなければならない。
- (2) 製造所等で危険物取扱作業に従事する危険物取扱者は、定められた期間内に受講しなければならない。
- (3) 消防法令に違反した危険物取扱者は、この講習を受講しなければならない。

- (4) 危険物取扱者試験を受験しようとする者はこの講習を受講しなければならない。
- (5) 免状を書替申請した者はこの講習を受けなければならない。

問題23 危険物の規制に関する記述で、次のうち正しいものはどれか。

- (1) 指定数量以上の危険物を航空機や鉄道で運搬するときは出発地の消防署長の承認を必要とする。
- (2) 指定数量以上の危険物を車両で運搬するときは、危険物取扱者の同乗が必要である。
- (3) 製造所等でも、指定数量未満の危険物は誰れでも取扱うことができる。
- (4) 指定数量未満の危険物は、その貯蔵取扱いの方法について消防職員より指示されることはない。
- (5) 指定数量以上の危険物を10日以内に限り仮に貯蔵する場合は、消防長又は消防署長の承認を必要とする。

問題24 次の記述のうち、数字が誤っているものはどれか。

- (1) 指定数量の10倍以上の屋外タンク貯蔵所には避雷設備を設置すること。
- (2) 屋内貯蔵タンクの容量は、指定数量の10倍以下であること。
- (3) 危険物は指定数量の10倍が消火設備の1所要単位である。
- (4) 一般取扱所は敷地外の住居から10メートル以上の保安距離をとること。
- (5) 仮貯蔵のできる日数は10日以内である。

問題25 次の製造所等のうち、保安監督者を定めなければならないものはどれか。

- (1) 軽油12,000リットルを貯蔵する屋外タンク貯蔵所
- (2) ガソリンを移送する移動タンク貯蔵所
- (3) 灯油1,000リットルを貯蔵する屋外貯蔵所
- (4) あまに油4,000リットルを貯蔵する屋内タンク貯蔵所
- (5) 重油50,000リットルを貯蔵する地下タンク貯蔵所

問題26 ガソリン350リットル、灯油750リットルを貯蔵している屋内貯蔵所がある。指定数量の10倍まで軽油をあと何リットル貯蔵できるか。

- (1) 750リットル
- (2) 1,000リットル
- (3) 1,750リットル

- (4) 2,500リットル
(5) 3,500リットル

問題27 移動タンク貯蔵所によるガソリン移送及び取扱について、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 甲種か、乙種第1類取扱者が同乗すること。
(2) 長距離にわたり移送するときは、2人以上の運転要員を確保すること。
(3) 完成検査済証を備えること。
(4) 車両の前後には定められた標識を掲示すること。
(5) 移送中の移動タンクに乗車する取扱者は免状を携帯すること。

問題28 次のうち、危険物の規制に関する政令で、警報設備として定められていないものはどれか。

- (1) 消防機関へ報知できる電話
(2) 拡声設備
(3) 非常ベル装置
(4) 発煙筒
(5) 警鐘

問題29 次の記述のうち□の数字が正しいものはどれか。

- (1) 給油取扱所は、間口□6 m、奥行10m以上の空地を保有すること。
(2) 1つの屋内貯蔵所の建築面積は□1,500 m²以下とすること。
(3) 第1種販売取扱所では危険物の取扱量は指定数量の□15倍以下とすること。
(4) 高さが□6 m以上の第4類屋外タンクには、第3種消火設備を設置すること。
(5) 移動タンクの容量は□10,000 ℓ以下であること。

問題30 製造所等の位置、構造、設備について次のうち正しいものはどれか。

- (1) 重油を貯蔵する屋内タンク貯蔵所の最大容量は80,000リットルである。
(2) 1つの簡易タンク貯蔵所には、品質の異なる危険物を貯蔵する場合には簡易貯蔵タンクを6コまで設置することができる。
(3) 販売取扱所の店舗は建築物の1階に設けること。
(4) 一般取扱所の建築物が耐火構造の場合は、その周囲には空地を保有しなくてもよい。
(5) 工業地域に設ける給油取扱所は地下タンクを設けないことができる。

問題31 次の製造所等のうち、小型消火器のみを設置してよいものはいくつあるか。

製造所、第一種販売取扱所、給油取扱所、屋外タンク貯蔵所、一般取扱所、屋外貯蔵所、簡易タンク貯蔵所

- (1) 2つ
(2) 3つ
(3) 4つ
(4) 5つ
(5) 6つ

問題32 次の表は、製造所等の保安距離、空地及び最大貯蔵量の制限に関する規制の有無を示したものであるが、正しいものはどれか。

	保安距離 規制の有無	空地 規制の有無	最大貯蔵量 制限の有無
(1) 屋内貯蔵所	有	なし	なし
(2) 地下タンク貯蔵所	有	なし	有
(3) 屋内タンク貯蔵所	なし	有	有
(4) 屋外貯蔵所	有	有	なし
(5) 一般取扱所	有	なし	なし

問題33 危険物の貯蔵、取扱いに関する次の記述のうち誤っているものはどれか。

- (1) 屋内貯蔵所では類の別を異にする危険物は同一の室に貯蔵しないこと。
(2) 屋外タンク貯蔵所の防油堤に雨水が滞ったときは、遅滞なくこれを排出すること。
(3) ガソリンやベンゾールを移動タンク貯蔵所に注入するときは、移動タンクを接地すること。
(4) 危険物を廃棄する場合は、埋没するか、水中に投棄すること。
(5) 地下タンク貯蔵所では許可を受けた、又は届出をした品名以外の危険物を貯蔵しないこと。

問題34 危険物を車両で運搬する場合の基準について誤っているものはどれか。

- (1) 第4類でもエーテル、二硫化炭素、コロジオンを運搬するときは、遮光性被覆でおおうこと。
(2) 第4類危険物は第1類の危険物と混載することは禁止されている。
(3) 第4類の運搬容器には、危険物の品名・化学名・数量および火気厳禁を表示すること。
(4) 第3類危険物を運搬するときは防水性被覆でおおうこと。
(5) 運搬容器は収納口を上方向に向けて積載すること。ただし乙種危険物はこの限りでない。

問題35 容量10,000ℓ、20,000ℓ及び40,000ℓの屋外タンクを1つの防油堤で収容する場合、その最小容量

を計算する式として正しいものはどれか。

- (1) $40,000 \times 0.5 + (20,000 + 10,000) \times 0.1$
- (2) $(40,000 + 20,000 + 10,000) \times 1.1$
- (3) $(40,000 + 20,000 + 10,000) \times 1.0$
- (4) $(40,000 + 20,000 + 10,000) \times 0.5$
- (5) $40,000 \times 1.1$

—— もぎ問題解答 ——

- | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1—(3) | 2—(4) | 3—(1) | 4—(5) | 5—(4) |
| 6—(2) | 7—(3) | 8—(3) | 9—(4) | 10—(2) |
| 11—(1) | 12—(4) | 13—(4) | 14—(4) | 15—(5) |
| 16—(1) | 17—(2) | 18—(2) | 19—(3) | 20—(1) |
| 21—(5) | 22—(2) | 23—(5) | 24—(2) | 25—(1) |
| 26—(4) | 27—(1) | 28—(4) | 29—(4) | 30—(3) |
| 31—(2) | 32—(4) | 33—(4) | 34—(5) | 35—(5) |

(1~10の問題は前月号に掲載)

<危険物規制事務資料>

質疑 (大阪府)

消防法第13条の2 第5項の解釈及び運用について
下記について疑義が生じたのでご教示下さるようお願い
します。

記

- 1 標記規定中「この法律又はこの法律に基く命令の規定」とは次のいずれと解すべきか。
 - (1) 消防法又は消防法に基づく命令の規令の規定のすべてである。
 - (2) 消防法第3章の規定又はそれに基づく命令の規定に限られる。
 - (3) 消防法第3章の規定中、危険物取扱者に課せられている規定 (消防法第13条の5、同第16条の第2項及び第3項並びに危険物の規制に関する政令第31条)に限られる。

2 危険物取扱者免状の返納を命ずる場合、違反事実の確認について次のいずれによるべきか。

- (1) 違反事実の確認は市町村長の報告により行う。
- (2) 市町村長の報告を求めるとともに、知事が当事者及び関係者の聴問を行う。
- (3) 上記(2)に加えて、必要な現場調査を行う。

3 上記2(3)の場合、違反事実を確認するために現場調査を行うことのできる権限の根拠を消防法中いずれに求めればよいか。

消防庁危険物規制課長回答・消危第56号、54.5.8

- 1 (1)お見込みのとおり。
- 2 及び3 設問については次により承知されたい。
違反事実を確認するための情報収集については、消防機関、営業機関等関係行政機関に対して協力を求めるとともに、一般私人に対しても行政庁としての権限行使にわたらない範囲において協力を求めて行うべきものと解する。

危険物施設点検記録表

油圧装置関係指針きまる

危険物施設の定期点検について、一般取扱所のうち、規則第60条第4号の「圧油装置潤滑油循環装置その他これらに準ずる装置関係」の指導指針がこのほど発令された。

製造所等の点検表

(種 類)	(価 格)
製造所・一般取扱所	200円
一般取扱所 (ボイラー、バーナー等)	150円
一般取扱所 (充てん施設関係)	150円
一般取扱所 (小口詰替専用)	100円
一般取扱所 (圧油装置関係)	未定

大 阪 市 危 険 物 安 全 協 会
電 話 06-531-5910





**消防機器の
トップ・メーカー**

消防自動車から消火器まで

モリタ 森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区小路東5-5-20
☎ 06 (751) 1 3 5 1 (大代表)

世界主要都市の火災状況 (1977年・消防白書より)

都市名 (国名)	人口 (万人)	火災件数	出火率 人口1万人 当たり 出火件数	死者数 (人)	主な火災原因		
					1	2	3
東京 (日本)	832	5,849	7.0	113	放火(疑合)	たばこ	火遊び
ニューヨーク (アメリカ)	745	129,619	174.0	297	調理	放火	電気
ロンドン (イギリス)	697	36,151	51.9	70	火遊び	たばこ	電気
ホンコン (イギリス)	450	11,082	24.6	47	たばこ・ろうそく	電気	ストーブ
ロサンゼルス (アメリカ)	283	28,347	100.2	86	マッチ	たばこ	電気配線
グレーター・マン チェスター (イギリス)	273	20,486	75.0	53	火遊び	電気	たばこ
メルボルン (オーストラリア)	269	7,756	28.8	16	電気	ゴミ	放火の疑い
大阪 (日本)	265	1,922	7.3	58	放火(疑合)	たばこ	油類
横浜 (日本)	265	1,252	4.7	50	たばこ	火遊び	放火(疑合)
マニラ (フィリピン)	246	716	2.9	63	電気	たばこ	LPGストーブ
シンガポール (シンガポール)	232	3,804	16.4	7	たばこ・マッチ の投げ捨て	電気	太陽熱
名古屋 (日本)	207	1,451	7.0	24	たばこ	火遊び	たきび
ベルリン (西ドイツ)	205	5,999	29.3	27	裸火	赤熱	物電気
ハンブルク (西ドイツ)	170	4,710	27.7	9	調理	放火	電気
ウィーン (オーストリア)	161	2,962	18.4	16	暖房装置	ろうそく	漏電
京都 (日本)	145	227	1.6	19	放火(疑合)	たばこ	火遊び
神戸 (日本)	133	841	6.3	26	たばこ	火遊び	放火(疑合)
札幌 (日本)	125	487	3.9	28	たばこ	石油ストーブ	火遊び
ブリュッセル (ベルギー)	112	2,486	22.2	5	たばこ	電気	火遊び
北九州 (日本)	106	315	3.0	11	たばこ	こんろ	放火(疑合)
川崎 (日本)	99	427	4.3	8	放火(疑合)	たばこ	火遊び
ケルン (西ドイツ)	98	2,414	24.6	5	不注意	放火	電気
福岡 (日本)	98	406	4.1	10	放火(疑合)	たばこ	こんろ
ケープタウン (南アフリカ)	89	1,820	20.5	36	たばこ	電氣的欠陥	放火の疑い
サンフランシスコ (アメリカ)	68	7,484	110.1	29	たばこ	調理器具	特殊装置
ヘルシンキ (フィンランド)	49	1,298	26.5	9	放火	不注意	漏電
オタワ (カナダ)	30	3,784	126.1	10	たばこ	電気	放火

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
 遠隔式警報ユニット液面計
 各種液体タンク用液面計
 フロートスイッチ・微圧スイッチ
 タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
 ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(253)0414(代表)

株式会社技研

〒542 大阪市南区北炭屋町27番地 野々恒ビル ☎ 253-0414-5